



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
テレビ会議システム 一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成30年8月1日から平成35年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (6) 過去に種類、規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有するものであること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

- (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29\\_30\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html)

- (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
  - (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079
- ### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県企画振興部情報政策課情報システム係  
電話 026 (235) 7071
- ### 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年5月31日(木) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎2F パソコン実習室
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成30年5月30日(水) 午後3時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県企画振興部情報政策課情報システム係
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、平成30年5月24日(木)午後2時までに入札説明書に定める必要事項について説明した書類を情報政策課に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、平成30年5月29日(火)午後2時までに入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- ### 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Video conference system for the Nagano Prefectural Government offices: 1 unit
- (2) Lease Duration:  
From August 1, 2018 until July 31, 2023
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:  
Information Policy Division, Planning and Development Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City  
TEL: +81-26-235-7071 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time: 10:00AM, May 31, 2018  
Place: PC Training Room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:  
Time: 3:00PM, May 30, 2018  
Place: Information Policy Division, Planning and Development Department,  
Nagano Prefectural Government  
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

情報政策課

## 公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成29年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 試験の期日及び場所

- (1) 期日  
平成30年10月16日(火) 受付 午前10時から
- (2) 場所  
【学科試験】  
長野県庁 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
【技能試験】  
長野保健福祉事務所 長野県長野市中御所大字岡田町98-1

### 2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識  
(2) 公衆衛生に関する知識  
(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上

上の学力があると認められる者)

- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者  
(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者  
(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手続

### (1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書(所定の様式を用いてください。様式は保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課で配布する他、長野県ホームページにも掲載しています。)

イ 履歴書(市販のもの可。写真は不要。)

ウ 写真(出願前6ヶ月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄に貼ってください。)

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し。中学校、高等学校、大学等のいずれかのもので、専門学校、各種学校は除く。卒業証書の場合は、原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。県外居住者については、郵便での受験申込が可能になっていますが、その場合は必ず、卒業証明書の原本を提出してください。卒業証明書の写し及び卒業証書については不可です。卒業証書又は卒業証明書の氏名が現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。)

### (2) 受験手数料

7,000円分の長野県収入証紙を受験願書に貼ってください。(消印はしないこと。)

### (3) 受付期間

平成30年8月17日(金)から平成30年8月24日(金)まで(8月18日(土)・8月19日(日)を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで受付)

### (4) 受付場所

ア 県内(長野市を除く)居住者は、住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。

イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。

※ 上記(4)ア、イに該当する方については、郵送での提出は不可です。

ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは郵送してください。

※ 郵送等による受験申込みの場合(県庁専用郵便番号 380-8570)

- ・ 書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。
- ・ 平成30年8月24日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

## 5 合格発表

平成30年11月6日(火)午前9時

長野県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。

## 6 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、後日受験票を郵送します。  
(2) 合格発表等に対する電話等の問い合わせには一切応じられま

せん。

- (3) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。(受験願書を郵送で請求する場合は、82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)
- (4) 納入された受験手数料は一切お返しできません。

食品・生活衛生課

## 公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

平成30年9月7日(金) 午後1時から午後3時まで

#### (2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

### 3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものと

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成29年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

#### (2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

#### (3) 受付期間

平成30年7月3日(火)から平成30年7月5日(木)まで(郵送による場合は、平成30年7月5日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

#### (4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

### 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

### 6 合格者の発表

平成30年10月4日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

### 7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

## 公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

平成30年9月7日(金) 午後1時から午後3時まで

#### (2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものと
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものと
- (3) 法附則第2項に規定する者

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成29年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受

理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成30年7月3日(火)から平成30年7月5日(木)まで(郵送による場合は、平成30年7月5日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成30年10月4日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成30年7月31日(火) 午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	松本市浅間温泉文化センター(松本市浅間温泉2-6-1)
長野市	J A長野県ビル(長野市南長野北石堂町1177-3)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質、貯蔵並びにその他取扱い方法

(2) 実地試験(筆記方式)

毒物及び劇物の識別並びに取扱い方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

11,000円(長野県収入証紙により納付してください。)

(3) 受付期間

平成30年6月1日(金)から6月14日(木)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成30年6月14日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成30年9月3日(月)午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱者試験の実施に必要なため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についてのお問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社パルコ松本店

松本市中央1-10-30ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パルコ

東京都豊島区南池袋1-28-2

### 3 変更しようとする事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	164台	164台
2	190台	304台
3	95台	95台
4	25台	25台
5	9台	9台
6	11台	11台
7	113台	113台
8	92台	92台
9	97台	—
10	70台	70台
11	96台	—
合計	962台	883台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

#### (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	12	10
出口	12	10
合計	24	20

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

### 4 変更する年月日

平成30年11月30日

### 5 届出年月日

平成30年3月29日

### 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

### 7 縦覧の期間

平成30年4月19日から平成30年8月20日まで

### 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

### 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

県営開田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

### 2 工事の着手年月日

平成26年10月9日

### 3 工事の完了年月日

平成29年8月24日

農地整備課

## 公告

平成30年4月11日、北安曇郡池田町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

## 公告

平成30年4月11日、茅野市湖東笹原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業  
3・5・70号豊野北線及び3・5・90号豊野駅前線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
長野建設事務所(長野市大字南長野南県町686-1)
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
長野県長野市豊野町豊野字上神代及び字中尾地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

公告

安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月19日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

監事

新任

氏名 住所

塚田 喜久雄 安曇野市堀金烏川4870番地

重任

氏名 住所

北林 明彦 安曇野市堀金烏川2330番地

長瀬 康幸 安曇野市堀金烏川5502番地

退任

氏名 住所

高橋 栄一 安曇野市堀金烏川5077番地

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月19日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

理事

新任

氏名 住所

津田 豊實 松本市大字島内2420番地

退任

氏名 住所

小原 克一 松本市大字島内4459番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月19日

長野県伊那建設事務所長 高橋 智嗣

- 1 許可番号  
平成29年9月13日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡辰野町大字伊那富字北沢6723-1、6724-1、6725-1、6726-1、6737の内、6742、6744、6745
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市若穂綿内字東山1108-5  
株式会社TOSYS 代表取締役社長 小川 亮夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月19日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 1 (1) 許可番号  
平成29年8月21日 長野県指令29都第29-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字雁田字不動1262-3の内、1262-3先、1262-35、字外不動1263-4の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上高井郡小布施町大字小布施789-1  
長野自然電力合同会社  
代表社員 自然電力株式会社  
職務執行者 磯野 謙
- 2 (1) 許可番号  
平成30年2月27日 長野県指令29都第29-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字寺窪2868-1、2868-7、2869-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市篠ノ井杵淵字新田前213-4  
社会福祉法人 睦会 理事長 中沢 允

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月19日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

## 1 許可番号

平成30年2月28日 長野県北信建設事務所指令29北建第47-4号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字一本木字大田311-1、311-4、311-5、313-1、313-2、314-1、314-2、314-6、314-7

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市南千歳1-15-3

株式会社タカサワ 代表取締役 高澤通泰

都市・まちづくり課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年4月19日

長野県公営企業管理者 小林透

名称	事業所の所在地	指定年月日
H.A.co	上田市常入1丁目7番76号	平成30年4月10日

水道事業課